

花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1. 背景

・市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにするために、平成26年11月に「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。

・国は、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年2月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定し、県においても令和7年3月に「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」（県行動計画）を改定。

・今回、市においても新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症危機に備え、平時の体制強化と有事の迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、国・県の行動計画改定を受けて市の行動計画について全面的な改定を行うもの。

2. 改定のポイント①

市行動計画の策定根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

⇒ 今回の市行動計画の改定に当たっては、構成等を県行動計画に依拠し、全面改定とするもの。

花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

2. 改定のポイント②（現計画と新計画との比較：新計画は県行動計画に依拠して全面改定）

記載項目	現計画（H26年11月）	新計画（R8年6月）
対象疾患	新型インフルエンザがメイン （感染症法第6条第7項、第9項）	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実 （感染症法第6条第7項、第8項、第9項）
発生段階 /対策段階	6段階の発生段階 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内未発生期（国内発生早期） ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期	対策段階として 準備期、初動期、対応期の3期を設定
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
対策項目	7項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤予防接種、⑥医療、⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	新型コロナ対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ 8項目に拡充 ①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤医療、 <u>⑥保健</u> 、 <u>⑦物資</u> 、⑧市民の生活及び地域経済の安定の確保 ※新設項目に下線 （参考）県行動計画は13項目に拡充（上記8項目のほか⑨情報収集・分析、⑩サーベイランス、⑪水際対策、⑫治療薬・治療法、⑬検査を記載）
横断的な視点	－	各分野横断的な取組として3つの視点を設定 ①人材育成、②国と地方公共団体との連携、③DXの推進
複数の感染拡大への対応	比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応、 対策の機動的切替え
実効性の確保	－	おおむね 6年ごと に実施される予定の政府・県行動計画改定にあわせて、市行動計画も改定

花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

3. 計画の概要①

計画の概要		主な内容
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画		
	第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	・ 特措法において対象とする疾患、市の感染症危機管理体制
	第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応	・ 市行動計画の策定経緯、新型コロナウイルス感染症対応での経験、市行動計画の改定目的
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針		
	第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	・ 新型インフルエンザ等対策の目的 ・ 中長期的な対応になることも想定し、準備期、初動期、対応期ごとに対策の考え方や方針を整理 ・ 対策推進のための役割分担（国、県、市、医療機関、事業者、市民等）
	第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	・ 市行動計画の主な対策項目（8項目） ・ 複数の対策項目に共通する3つの横断的視点（人材育成、国と地方公共団体との連携、D Xの推進）を設定し、各対策項目の取組を整理
	第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	・ 訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る ・ 政府行動計画および県行動計画の改定と併せた必要な見直し

3. 計画の概要②

計画の概要		主な内容
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組		
第1章 実施体制		
(概要) ・ 準備期、初動期、対応期に応じた実効的な対策を講じる体制を構築 ・ 平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力を強化		準備期：庁内の連絡体制の整備、国・県・市等の連携強化、実践的な訓練の実施 初動期：市対策本部等会議の開催 対応期：市対策本部設置後の実施体制、市対策本部の廃止
第2章 情報提供・共有 リスクコミュニケーション		
(概要) ・ 市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している正確な情報について、迅速に提供・共有		準備期：発生前・発生時における市民等への情報提供・共有の準備 初動期・対応期：迅速かつ分かりやすい情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施

3. 計画の概要③

計画の概要	主な内容
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第3章 まん延防止	
(概要) ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療供給体制等の整備を図るための時間を確保	準備期：新型インフルエンザ等対策の内容・意義について市民や事業者に対する周知広報 初動期：市内におけるまん延防止に備えた業務継続計画に基づく対応の準備 対応期：基本的な感染対策に係る要請、施設の使用制限及び催物の開催中止の検討
第4章 ワクチン	
(概要) ・ 関係機関と連携した円滑なワクチン接種体制の構築とその実施 ・ 予防接種に係る情報やワクチンの有効性及び安全性等の情報を市民へ周知・共有	準備期：ワクチン接種体制の構築に必要な準備・訓練の実施 初動期：ワクチン接種体制の構築 対応期：ワクチン接種の実施、健康被害救済
第5章 医療	
(概要) ・ 医療提供体制や医療機関への受診方法について市民等へ周知 ・ 特に配慮が必要な患者に関する移送・搬送手段等について、平時から協議を実施	準備期：特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保 初動期：医療提供体制や医療機関への受診方法等に関する市民等への周知 対応期：時期に応じた医療提供体制に関する市民等への周知

3. 計画の概要④

計画の概要	主な内容
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第6章 保健 【新規】	
(概要) ・保健所の体制整備のため、応援派遣要請等に対し協力 ・保健所等と連携し健康観察や生活支援等の感染症対応業務を実施	準備期：保健所の体制整備への協力 初動期：有事体制への移行準備 対応期：有事体制への移行、健康観察及び生活支援の実施
第7章 物資 【新規】	
(概要) ・感染症対策物資等の備蓄の推進 ・本備蓄は、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることが可能	準備期：感染症対策物資等の備蓄等と定期的な備蓄状況等の確認 初動期・対応期：感染症対策物資等の備蓄状況等の確認と円滑な供給に向けた準備
第8章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	
(概要) ・平時に事業継続等のために必要な準備を行うよう事業者や市民等に呼び掛け ・有事に影響緩和のための対策（生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、事業者への支援、生活支援を要する者への支援等）を実施	準備期：生活支援を要する者への支援等の準備、火葬能力等の把握、火葬体制の整備 初動期：遺体の火葬・一時的な安置の準備 対応期：生活支援を要する者への支援、事業者に対する支援、生活関連物資等の価格の安定に向けた対応

花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(参考) 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制

準備期

有事に備えた準備等

初動期

各種対策に係る体制立ち上げ、感染症に関する情報収集等

対応期

各種対策の開始、感染動向等を考慮した対応方針の柔軟な切替

